

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【四半期会計期間】	第131期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社西島製作所
【英訳名】	Torishima Pump Mfg. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原田 耕太郎
【本店の所在の場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
【電話番号】	(072)695 - 0551（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 姫野 寛文
【最寄りの連絡場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
【電話番号】	(072)695 - 0551（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 姫野 寛文
【縦覧に供する場所】	株式会社西島製作所 東京支社 （東京都品川区大崎一丁目6番1号 TOC大崎ビル9階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注）上記の株式会社西島製作所 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第130期 第1四半期連結 累計期間	第131期 第1四半期連結 累計期間	第130期
会計期間	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
売上高 (百万円)	9,982	10,702	49,880
経常利益 (百万円)	884	805	3,673
四半期(当期)純利益 (百万円)	451	589	1,892
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	392	1,117	354
純資産額 (百万円)	30,447	31,722	30,968
総資産額 (百万円)	61,871	59,679	61,178
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	16.08	21.02	67.45
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	16.06	20.99	67.35
自己資本比率 (%)	49.0	52.4	50.3

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第130期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の売上高は10,702百万円（前年同期比720百万円増加）を計上いたしました。利益面については、当第1四半期連結累計期間の営業利益は695百万円（前年同期比353百万円減少）となり、売上高営業利益率は6.5%となりました。

経常利益は、営業外収益として受取配当金が86百万円発生しましたが、営業外費用として海外子会社において工場移転費用が31百万円発生した結果、805百万円（前年同期比78百万円減少）となり、売上高経常利益率は7.5%となりました。

税引後の四半期純利益は589百万円（前年同期比138百万円増加）となり、売上高四半期純利益率は5.5%となりました。なお、1株当たり四半期純利益金額は21.02円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ1,499百万円減少し、59,679百万円となりました。これは主に、有形固定資産の増加（前連結会計年度末比645百万円増加）などはありませんでしたが、受取手形及び売掛金が減少（前連結会計年度末比3,280百万円減少）、保有株式の時価下落により投資有価証券が減少（前連結会計年度末比408百万円減少）などによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ2,253百万円減少し、27,956百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が減少（前連結会計年度末比1,506百万円減少）、短期借入金が減少（前連結会計年度末1,263百万円減少）などによるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ754百万円増加し、31,722百万円となりました。これは主に、少数株主持分の増加（前連結会計年度末比287百万円増加）などによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催の第127回定時株主総会において承認を得て導入しておりました「当社株式の大規模買付行為に対する対応策（買収防衛策）（以下本プランといいます。）」の有効期間が平成23年6月29日開催の第130回定時株主総会終結の時までであることから、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から検討を行い、本プランを継続することを決議し、平成23年6月29日開催の第130回定時株主総会において、本プランの継続につき承認を得ております。

その概要は以下のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えております。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、大正8年、大阪市此花区西島町にて創業以来、「金銭の赤字は出しても、信用の赤字は出さぬ」を社是に、人類の生活とは不可分であるポンプ事業を推進し、優れた製品・技術・サービスの提供を通じて、社会の発展、文化の向上に貢献してまいりました。

当社グループは、発電・海水淡水化等の産業向けの高効率・高付加価値ポンプの提供という「ハイテクポンプ事業」、上下水道、かんがい、排水設備等のEPCの提供という「プロジェクト事業」、オペレーション&メンテナンス、ソリューションの提供という「サービス事業」、風力発電や汚水の流送・処理システムの提供という「新エネルギー・環境事業」の4つの事業をドメインにして企業活動を展開し、世界のポンプメーカーを目指しております。

当社グループはコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請や技術競争の流れに沿った多様な契約形態への対応をいち早く進めてまいりました。

このような変化に対応しつつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、新たなGROW（成長）とEARNING POWER（収益力）の向上を目指して、徹底して環境にこだわる顧客満足から顧客感動にこだわるグローバル化にこだわる、トリシマの目指す道「TORISHIMA WAY」に取り組んでおります。この「TORISHIMA WAY」の実践として、省エネ・新エネ・環境対応を徹底する「スーパー・エコ戦略」、エンドユーザーに主眼を置いた「ロイヤル・カスタマー戦略」、世界マーケットを狙う「グローバルイゼーション戦略」を推進し、品質（Q）、コスト（C）、納期（D）を含めた新しいDesign for Engineering & Manufacturingのパフォーマンス向上に努めます。また、法令遵守、内部統制の徹底により企業としての責任ある行動を行い、併せて地域社会への貢献を通じて、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

さらに、当社グループは企業価値創造へのあらゆる可能性に挑戦する企業として、「トリシマブランド価値の向上」を目標に総力を結集しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 本プランは以下の()または()に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとしております。

()当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

()当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(c) 「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社の定めた手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(d) 当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定いたします。ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合には、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。

(e) 当社取締役会は、上記(d)の検討等の後、当社の定めた手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとし、また、当社取締役会は決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(f) 当社取締役会は買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、若しくは買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあると認められた場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。当社取締役会は、投票権を行使できる株主を確定するための基準日までに株主意思確認総会または書面投票のいずれかによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、投資や取締役会は株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものでないと認められる場合は、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

(g) 買付者等は上記(a)から(f)に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置としては、原則として新株予約権の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。

(i) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年6月29日から、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a) 当社取締役会は上記の取組みは上記の基本方針に沿ったものであり、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。

(b) 当社取締役会は上記の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員地位の維持を目的とするものではないと判断します。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は134百万円であります。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数が、前連結会計年度末に比べ218人増加しました。
主な理由は、前連結会計年度まで非連結子会社でありました株式会社トリシマ・グナ インドネシア、株式会社ゲテカ ファウンインド及び株式会社トリシマ・グナ エンジニアリングを連結の範囲に含めたためであります。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、当社（提出会社）の建物につきまして、完了予定年月を平成23年6月から平成23年7月に変更しております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社及び 工場	ポンプ事業	建物	1,000	806	自己資金及び 自己株式の処 分	平成22年 4月	平成23年 7月	生産能力 30%増加

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,889,079	29,889,079	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	29,889,079	29,889,079		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		29,889,079		1,592		4,610

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認出来ないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,836,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,015,800	280,158	
単元未満株式	普通株式 36,379		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,889,079		
総株主の議決権		280,158	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式13株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西島製作所	大阪府高槻市 宮田町一丁目1番8号	1,836,900	-	1,836,900	6.1
計		1,836,900	-	1,836,900	6.1

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,074	10,420
受取手形及び売掛金	23,358	20,077
商品及び製品	140	187
仕掛品	6,190	5,047
原材料及び貯蔵品	1,704	1,882
前渡金	937	1,044
繰延税金資産	1,391	1,296
その他	830	1,030
貸倒引当金	89	109
流動資産合計	42,537	40,877
固定資産		
有形固定資産	8,327	8,972
無形固定資産	246	238
投資その他の資産		
投資有価証券	8,516	8,107
その他	1,737	1,734
貸倒引当金	186	251
投資その他の資産合計	10,067	9,590
固定資産合計	18,640	18,801
資産合計	61,178	59,679

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,171	8,664
短期借入金	3,703	2,440
未払法人税等	359	271
前受金	2,630	3,304
賞与引当金	781	349
製品保証引当金	1,611	1,339
工事損失引当金	679	633
その他	2,011	2,555
流動負債合計	21,948	19,557
固定負債		
長期借入金	5,749	5,774
退職給付引当金	1,981	1,997
役員退職慰労引当金	15	15
債務保証損失引当金	98	98
その他	416	513
固定負債合計	8,261	8,398
負債合計	30,209	27,956
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金	7,803	7,803
利益剰余金	22,548	22,758
自己株式	972	972
株主資本合計	30,972	31,182
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	36	82
繰延ヘッジ損益	82	220
為替換算調整勘定	225	67
その他の包括利益累計額合計	179	70
新株予約権	51	58
少数株主持分	123	411
純資産合計	30,968	31,722
負債純資産合計	61,178	59,679

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	9,982	10,702
売上原価	7,427	8,260
売上総利益	2,554	2,442
販売費及び一般管理費	1,506	1,747
営業利益	1,048	695
営業外収益		
受取配当金	92	86
持分法による投資利益	37	32
受取賃貸料	17	17
その他	78	94
営業外収益合計	226	230
営業外費用		
支払利息	23	33
為替差損	352	21
工場移転費用	-	31
その他	13	33
営業外費用合計	389	120
経常利益	884	805
特別損失		
投資有価証券評価損	1	-
関係会社出資金評価損	14	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	82	-
特別損失合計	98	-
税金等調整前四半期純利益	786	805
法人税等	334	245
少数株主損益調整前四半期純利益	451	560
少数株主損失()	0	29
四半期純利益	451	589

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	451	560
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	1,312	46
繰延ヘッジ損益	388	138
為替換算調整勘定	73	463
持分法適用会社に対する持分相当額	5	1
その他の包括利益合計	844	556
四半期包括利益	392	1,117
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	393	1,111
少数株主に係る四半期包括利益	1	5

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 前連結会計年度まで非連結子会社でありました株式会社トリシマ・グナ インドネシア、株式会社ゲテカ ファウンインド及び株式会社トリシマ・グナ エンジニアリングは重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間より連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更 前連結会計年度まで持分法適用非連結子会社でありました株式会社トリシマ・グナ インドネシア、株式会社ゲテカ ファウンインド及び株式会社トリシマ・グナ エンジニアリングは重要性が増したため、持分法の適用範囲から除外し、当第1四半期連結累計期間より連結の範囲に含めております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 211百万円	減価償却費 203百万円
のれんの償却額 -百万円	のれんの償却額 6百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	308	11	平成22年3月31日	平成22年6月8日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	252	9	平成23年3月31日	平成23年6月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	16円8銭	21円2銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	451	589
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	451	589
普通株式の期中平均株式数(株)	28,047,143	28,052,154
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	16円6銭	20円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	28,701	41,868
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年5月12日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(1) 配当金の総額.....252百万円

(2) 1株当たりの金額.....9円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年6月7日

(注) 平成23年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

株式会社西島製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松尾 政治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲斐 祐二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西島製作所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表の対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。